

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針の改正案についての意見・情報の募集」の結果について

令和 3 年 11 月 30 日
農林水産省農村振興局

この度、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針の改正案」について、令和 3 年 9 月 6 日から令和 3 年 9 月 19 日までの期間、e-Gov に掲載し、広く国民の皆様から意見・情報を募集したところです。

その結果、募集期間において、6 件の御意見が寄せられました。お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する考え方を別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせ致します。

なお、パブリックコメントの御意見を踏まえ、また、法制的見地から案文の一部を修正して「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針」を定めましたので、お知らせ致します。

皆様方の御協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも農林水産行政の推進に御理解・御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

農林水産省 農村振興局 鳥獣対策・農村環境課
鳥獣対策室

代表：03-3502-8111（内線 5501）

直通：03-6744-7642